

政治家の寄附は**禁止** 有権者が求めることも**禁止**

政治家（候補者、候補者になろうとしている人、現に公職にある人）が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると処罰されます。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも禁止されています。

 <p>お中元・お歳暮</p>	 <p>お祭りへの寄附・差入れ</p>	 <p>秘書や家族などが代理で出席する場合の結婚祝や香典</p>
 <p>落成式・開店祝の花輪や御祝など</p>	<p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p>	 <p>町内会の催物や旅行会などへの寸志・飲食物の差入れ</p>

寄附禁止のルールを守って、
明るい選挙を実現しましょう。

